

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月5日（令和6年（行情）諮問第986号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第279号）

事件名：「艦船と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月13日付け防官文第25237号及び令和6年5月30日付け同第12857号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書1（原処分1に係るもの。）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク （略）

##### （2）審査請求書2（原処分2に係るもの。）

ア ないしエ （略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ 及びキ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため

め確認を求める。

ケ (略)

### (3) 意見書

(略)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年12月13日付け防官文第25237号により、本件対象文書のうち、文書1及び文書2について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年5月30日付け防官文第12857号により、本件対象文書のうち、文書3ないし文書6について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) ないし (8) (略)

(9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める。」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(10) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 4 補充理由説明書

理由説明書においては、本件対象文書のうち、文書3の64枚目の一部については、法5条6号柱書きに該当することを理由に不開示とした。当該頁には不開示部分が2か所あり、下部の不開示部分にはメールアドレス

が記載されており、法5条6号柱書きに該当するが、上部の不開示部分には特定コーナーに寄稿された内容が記載されていることから、当該部分は、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にした場合、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示理由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| ① | 令和6年9月5日  | 諮問の受理                              |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受                      |
| ③ | 同月30日     | 審議                                 |
| ④ | 同年10月7日   | 審査請求人から意見書を収受                      |
| ⑤ | 令和8年5月27日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受                    |
| ⑥ | 同年6月22日   | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件<br>対象文書の見分及び審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書以外の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、文書3の64枚目の一部（別表の番号25）の不開示理由に法5条1号を追加して、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から以下のとおり説明があった。

ア 「艦船と安全」は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、海上自衛隊護衛艦隊司令部が毎月編集・発行をしている部内向けの文書である。

イ 本件開示請求文言にいう「防官文第20764号（2023. 8. 8一本本B1117）」とは、特定年月日に受理された特定開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対する先行開示決定である。

本件開示請求は、別件開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日（令和5年8月9日）から本件開示請求の受付日（同年10月17日）までの間に発行された「艦船と安全」の開示を求めるものと解し、これに該当する文

書として本件対象文書を特定した。

ウ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・発行しておらず、保有もしていない。

- (2) 上記(1)イの文書の特定方法に問題はなく、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記(1)ウの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号1、番号11、番号17、番号27及び番号30に掲げる不開示部分並びに番号2、番号5及び番号16の不開示部分の一部は、自衛隊員、隊員家族、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、番号5については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (2) 隊員家族の情報について

別表の番号2、番号4、番号16及び番号29の不開示部分の一部には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び内心等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5

条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、内心等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、番号4については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 記事を寄稿した自衛隊員の情報について

別表の番号10、番号26及び番号28の不開示部分並びに番号2、番号4、番号5、番号8、番号16、番号20、番号21、番号23及び番号29の不開示部分の一部には、記事を寄稿した自衛隊員等の年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数、特技資格及び病歴等に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 上記の不開示部分（別紙の3に掲げる部分を除く。）について

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は、法5条1号に該当し、番号4、番号5、番号20及び番号21については同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の3に掲げる部分（別表の番号2、番号8、番号16、番号23及び番号29に掲げる不開示部分の一部）について

当該部分は、記事を寄稿した自衛隊員が自己の担当職務に関する内容を説明するものであることから、当該自衛隊員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

また、番号8及び番号23に掲げる不開示部分については、原処分において法5条3号にも該当するとして不開示とされたが、当該部分には同号に該当する情報が記載されていると認められないことから、同号にも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 特定のコーナーに寄稿した自衛隊員の情報について

別表の番号2、番号16、番号25及び番号29の不開示部分の一部には、特定のコーナーにおいて小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢並びに寄稿内容が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに投稿した小文の内容に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」

(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、寄稿内容は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報について

別表の番号3、番号6、番号12、番号18、番号22、番号24、番号31及び番号32の不開示部分並びに番号4、番号5、番号14、番号19、番号21及び番号23の不開示部分の一部には、自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分を公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、番号4、番号5、番号21及び番号23については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 自衛隊の装備品に関する情報について

別表の番号7及び番号13の不開示部分並びに番号8、番号14、番号19及び番号20の不開示部分の一部には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安

全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、番号8及び番号20については同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) メールアドレスについて

別表の番号9、番号15及び番号33に掲げる不開示部分並びに番号25の不開示部分の一部（上記（4）で判断した部分を除く。）には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

『艦船と安全』のうち防官文第20764号(2023.8.8一本本B1117)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.8.8一本本B1117)の後に作成されたもの全て。

### 2 本件対象文書

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 文書1 | 艦船と安全 | 2023年5月号  |
| 文書2 | 艦船と安全 | 2023年6月号  |
| 文書3 | 艦船と安全 | 2023年7月号  |
| 文書4 | 艦船と安全 | 2023年8月号  |
| 文書5 | 艦船と安全 | 2023年9月号  |
| 文書6 | 艦船と安全 | 2023年10月号 |

### 3 開示すべき部分

文書1 59枚目の前任伍長の【一言】の開示部分

文書1 60枚目の「2 前任伍長あいさつ」の開示部分(写真の顔部分を除く。)

文書3 50枚目の艦長の【一言】及び前任伍長の【一言】の開示部分

文書3 52枚目の「前任伍長の挨拶」の開示部分

文書5 58枚目の「艦長・前任伍長の紹介」の開示部分(写真の顔部分を除く。)

文書5 60枚目の「2 前任伍長あいさつ」の開示部分(2行目の26文字目及び27文字目を除く。)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

| 番号 | 文書   | 不開示とした部分                                                                                                                                                                                                                                                                           | 不開示とした理由                                                                                                                                                         |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 文書 1 | 3 枚目ないし 5 枚目、<br>1 3 枚目、1 5 枚目、<br>1 7 枚目ないし 2 0 枚<br>目、2 2 枚目、2 3 枚<br>目、2 5 枚目、2 6 枚<br>目、3 6 枚目、3 8 枚<br>目、4 0 枚目、4 2 枚<br>目、4 3 枚目、4 9 枚<br>目、6 1 枚目、6 3 枚<br>目、6 4 枚目及び 6 6<br>枚目のそれぞれ写真の<br>顔部分（識別が容易で<br>ないと認められるも<br>の、既に公にされてい<br>るもの及び法 5 条 1 号<br>ただし書イに該当する<br>ものを除く。） | 個人に関する情報であり、こ<br>れを公にすることにより、特<br>定の個人を識別することがで<br>き、又は特定の個人を識別す<br>ることはできないが、なお個<br>人の権利利益を害するおそれ<br>があることから、法 5 条 1 号<br>に該当するため不開示とした<br>。                    |
| 2  | 文書 1 | 2 0 枚目、2 4 枚目、<br>4 9 枚目、6 0 枚目、<br>6 2 枚目、6 5 枚目及<br>び 6 8 枚目ないし 7 1<br>枚目のそれぞれ一部                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                  |
| 3  | 文書 1 | 6 枚目、9 枚目ないし<br>1 4 枚目、1 6 枚目、<br>2 2 枚目、2 3 枚目、<br>2 7 枚目、2 9 枚目な<br>いし 3 1 枚目、3 3 枚<br>目、3 4 枚目、3 6 枚<br>目、3 8 枚目、3 9 枚<br>目、4 1 枚目ないし 4<br>3 枚目及び 4 8 枚目の<br>それぞれ一部                                                                                                             | 自衛隊の運用及び教育訓練に<br>関する情報であり、これを公<br>にすることにより、自衛隊の<br>運用要領、能力及び練度が推<br>察され、自衛隊の任務の効果<br>的な遂行に支障を及ぼし、ひ<br>いては我が国の安全を害する<br>おそれがあることから、法 5<br>条 3 号に該当するため不開示<br>とした。 |
| 4  | 文書 1 | 7 枚目、1 5 枚目及び<br>4 7 枚目のそれぞれ一                                                                                                                                                                                                                                                      | 個人に関する情報であり、こ<br>れを公にすることにより、特                                                                                                                                   |

|   |     |                                            |                                                                                                                                                                                                                     |
|---|-----|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |     | 部                                          | 定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。                                          |
| 5 | 文書1 | 26枚目、30枚目、40枚目、63枚目、64枚目、66枚目及び67枚目のそれぞれ一部 | 個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。 |
| 6 | 文書1 | 46枚目及び61枚目のそれぞれ一部                          | 自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ                                                                                                                                      |

|     |      |           |                                                                                                                                                                                              |
|-----|------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |      |           | れがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。                                                                                                                                                             |
| 7   | 文書 1 | 5 8 枚目の一部 | 自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。                                                                        |
| 8   | 文書 1 | 5 9 枚目の一部 | 個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、装備品等の性能に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力を推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。 |
| 9   | 文書 1 | 7 5 枚目の一部 | 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。                                                                   |
| 1 0 | 文書 2 | 2 枚目の一部   | 個人に関する情報であり、こ                                                                                                                                                                                |

|     |      |                     |                                                                                                                                    |
|-----|------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 1 | 文書 2 | 3 枚目の写真の顔部分         | れを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。                                   |
| 1 2 | 文書 2 | 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部  | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。      |
| 1 3 | 文書 2 | 5 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部 | 自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。              |
| 1 4 | 文書 2 | 1 0 枚目の一部           | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を |

|     |      |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                            |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |      |                                                                                                                                                                        | 及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。                                                                       |
| 1 5 | 文書 2 | 2 6 枚目の一部                                                                                                                                                              | 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。 |
| 1 6 | 文書 3 | 3 枚目、9 枚目、1 4 枚目、2 0 枚目、2 3 枚目、2 6 枚目、3 2 枚目、3 3 枚目、3 9 枚目、5 0 枚目、5 4 枚目ないし 5 7 枚目、5 9 枚目ないし 6 3 枚目及び 6 5 枚目のそれぞれ一部                                                    | 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。              |
| 1 7 | 文書 3 | 7 枚目、9 枚目、1 2 枚目、1 4 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 6 枚目、3 2 枚目、3 9 枚目、5 1 枚目、5 3 枚目、5 4 枚目及び 5 6 枚目ないし 5 9 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。） |                                                                                                                            |

|    |     |                                      |                                                                                                                                                                             |
|----|-----|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18 | 文書3 | 5枚目、16枚目、17枚目、21枚目、22枚目及び28枚目のそれぞれ一部 | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。                                                   |
| 19 | 文書3 | 7枚目の一部                               | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| 20 | 文書3 | 12枚目の一部                              | 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品等の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全   |

|    |     |                                     |                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |     |                                     | を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。                                                                                                                                                                              |
| ２１ | 文書３ | １８枚目、２４枚目、<br>２９枚目及び３０枚目<br>のそれぞれ一部 | 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条１号及び３号に該当するため不開示とした。 |
| ２２ | 文書３ | ３１枚目の一部                             | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察されるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。                                             |
| ２３ | 文書３ | ５２枚目の一部                             | 個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にするこ                                                                                                                                                                |

|     |      |                        |                                                                                                                                                                                             |
|-----|------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |      |                        | <p>とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。</p>                                    |
| 2 4 | 文書 3 | 5 3 枚目の一部              | <p>自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。</p>                                                                       |
| 2 5 | 文書 3 | 6 4 枚目及び 6 9 枚目のそれぞれ一部 | <p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p> <p>※文書 3 の 6 4 枚目の一部につき、法 5 条 1 号の不開示理由を追加（本文第 3 の 4）</p> |
| 2 6 | 文書 4 | 1 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部   | <p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを</p>                                                                                                                                 |
| 2 7 | 文書 4 | 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ写真の顔部分 |                                                                                                                                                                                             |

|    |     |                                                                                                                                                  |                                                                                                           |
|----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |     | (識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)                                                                                            | 公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。                                                     |
| 28 | 文書4 | 11枚目及び12枚目のそれぞれ全て                                                                                                                                |                                                                                                           |
| 29 | 文書5 | 1枚目、4枚目、5枚目、10枚目、12枚目、14枚目ないし16枚目、18枚目、20枚目、23枚目、32枚目ないし34枚目、38枚目、40枚目、43枚目、46枚目、58枚目、60枚目、62枚目ないし67枚目及び69枚目のそれぞれ一部                              | 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。 |
| 30 | 文書5 | 2枚目、3枚目、10枚目、14枚目、16枚目、18枚目、20枚目、25枚目、27枚目、46枚目、58枚目、59枚目、61枚目、63枚目及び65枚目ないし67枚目のそれぞれ写真の顔部分(識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。) |                                                                                                           |
| 31 | 文書5 | 11枚目及び25枚目のそれぞれ一部                                                                                                                                | 自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公                                                                                |

|     |     |                       |                                                                                                                        |
|-----|-----|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |     |                       | にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。                        |
| 3 2 | 文書5 | 6 1 枚目の一部             | 自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。             |
| 3 3 | 文書5 | 7 0 枚目及び7 3 枚目のそれぞれ一部 | 国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。 |